

防 災 業 務 計 画

平成30年4月

四 国 電 力 株 式 会 社

種 別	規 程
制 定	昭 37. 9.18
実 施	昭 37. 9.18
最終改正	平 30. 3.19
実 施	平 30. 4. 1
公 布 者	社 長

防 災 業 務 計 画

目 次

第1編 総則	1
第1節 防災業務計画の目的	1
第2節 防災業務計画の基本構想	1
第3節 防災業務計画の運用	1
1. 他の計画等との関連	1
2. 防災業務計画の修正	1
第4節 定義	1
1. 一般防災業務計画	1
2. 南海トラフ地震防災対策推進計画	2
3. 災害	2
第2編 一般防災業務計画	3
第1章 防災体制の確立	3
第1節 防災体制	3
1. 防災体制の区分	3
2. 災害対策組織	3
第2節 対策組織の運営	3
1. 防災体制の発令および解除	3
2. 権限の行使	4
3. 動員	4
4. 指令伝達および情報連絡の経路	4
第3節 社外機関との協調	4
1. 地方防災会議等	4
2. 防災関係機関との協調	5
3. 他電力会社等との協調	5
4. 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策	5
5. 地域貢献	5
第4節 原子力災害との複合災害発生時の対応	5

第2章 災害予防に関する事項	6
第1節 防災教育	6
第2節 防災訓練	6
第3節 マニュアル類の整備	6
第4節 電力設備の災害予防措置に関する事項	6
1. 水害対策	6
2. 風害対策	7
3. 塩害対策	7
4. 高潮対策	7
5. 雪害対策	7
6. 雷害対策	8
7. 地盤沈下対策	8
8. 火災、爆発、油流出等の対策	8
9. 土砂崩れ対策	8
10. 震災対策	9
第5節 防災業務施設および設備の整備	11
1. 観測、予報施設および設備	11
2. 通信連絡施設および設備	11
3. 連絡システム	11
4. 非常用電源設備	11
5. コンピュータシステム	11
6. 水防、消防に関する施設および設備等	12
7. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等	12
8. その他災害復旧用施設および設備	12
第6節 災害対策用資機材等の確保および整備	13
1. 災害対策用資機材等の確保	13
2. 災害対策用資機材等の輸送	13
3. 災害対策用資機材等の整備点検	13
4. 災害対策用資機材等の広域運営	13
5. 食糧、医療、医薬品等生活必需品の確保	13
6. 災害対策用資機材等の仮置場	13
第7節 電気事故の防止	13
1. 電気工作物の巡視、点検、調査等	13
2. 広報活動	13
第3章 災害応急対策に関する事項	14
第1節 通報、連絡	14
1. 通報、連絡の経路	14
2. 通報、連絡の方法	14
第2節 災害時における情報の収集、連絡	14
1. 情報の収集、報告	14
2. 情報の集約	15
3. 通話制限	15

第3節	災害時における広報	15
1.	広報活動	15
2.	広報の方法	15
第4節	要員の確保	15
1.	対策要員の確保	15
2.	復旧要員の広域運営	15
第5節	災害時における復旧資材の確保	16
1.	調達	16
2.	輸送	16
3.	復旧資材置場等の確保	16
第6節	災害時における電力の融通	16
第7節	災害時における危険予防措置	16
第8節	災害時における自衛隊の派遣要請	16
第9節	災害時における応急工事	16
1.	応急工事の基本方針	16
2.	応急工事基準	16
3.	災害時における安全衛生	17
第10節	ダムの管理	17
1.	管理方法	17
2.	洪水時の対策	17
3.	通知、通報	17
4.	ダム放流	17
5.	管理の細目	17
第4章	災害復旧に関する事項	18
第1節	復旧計画	18
第2節	復旧順位	19
第3編	南海トラフ地震防災対策推進計画	20
第1章	防災体制の確立	20
第1節	防災体制	20
第2節	対策組織の運営	20
第3節	社外機関との協調	20
第4節	原子力災害との複合災害発生時の対応	20
第2章	災害予防に関する事項	20
第1節	防災教育	20
第2節	防災訓練	20
第3節	マニュアル類の整備	20
第4節	電力設備の災害予防措置に関する事項	21
1.	油タンク	21
2.	送変電設備	21
第5節	防災業務施設および設備の整備	21
第6節	災害対策用資機材等の確保および整備	21

第7節	広報活動	21
第3章	津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項	22
第1節	情報伝達	22
第2節	津波からの避難	22
第3節	避難誘導・安全広報	22
1.	社外者の避難誘導	22
2.	安全広報	22
第4節	地震発生時の津波来襲に備えた措置	22
第5節	一般防災業務計画への準用	23
第4章	地震防災応急対策に関する事項	23
第1節	通報、連絡	23
第2節	災害時における情報の収集、連絡	23
第3節	災害時における広報	23
第4節	要員の確保	23
第5節	災害時における復旧資材の確保	23
第6節	災害時における電力の融通	23
第7節	災害時における危険予防措置	23
第8節	災害時における自衛隊の派遣要請	23
第9節	災害時における応急工事	24
第10節	複数の大規模地震の時間差発生や余震発生を考慮した措置	24
1.	特別巡視、特別点検等	24
2.	通信網の確保	24
3.	応急安全措置	24
第5章	災害復旧に関する事項	24
第1節	復旧計画	24
第2節	復旧順位	24
別表1	対策組織および指令伝達、情報（通報）連絡の経路	25
別表2	災害対策総本部構成表	26
別表3-1	社外関係機関との対応	27
別表3-2	大規模地震・停電発生時の情報連絡経路	27
別表4	特別巡視、特別点検および機器調整等	28
別表5	仕掛け工事および作業中の電力施設における応急安全措置	29

第1編 総則

第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条および南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条に基づき、電力施設に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を図るため、一般防災業務計画、南海トラフ地震防災対策推進計画を定め災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

なお、原子力災害に係る防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条に基づいて定める原子力事業者防災業務計画によるものとする。

第2節 防災業務計画の基本構想

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

このため次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

第3節 防災業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害対策特別措置法等関連法令、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等、関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4節 定義

この計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 一般防災業務計画

南海トラフ地震防災対策推進計画を除く防災業務計画をいう。

2. 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく推進計画をいう。

3. 災害

災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。ただし、第2編および第3編において、災害とは原子力災害対策特別措置法第2条第1号に定める原子力災害を除くものをいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

1. 防災体制の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、(以下「非常事態」という。)に対処するための防災体制は次の区分による。

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合	非常体制
重大な災害がまさに発生しようとしている場合または重大な災害が発生した場合	特別非常体制

(注) 重大な災害とは、災害の規模、激甚の度合等により、全社的態勢をもって事態に対処することが必要な場合をいう。

2. 災害対策組織

- (1) 本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は防災体制に対応する災害対策総本部、災害対策本部および災害対策隊の組織(以下「対策組織」という。)をあらかじめ別表1、2のとおり定めておく。
- (2) 災害により事業場が被災した場合に備えて、災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておくこととする。

第2節 対策組織の運営

1. 防災体制の発令および解除

- (1) 発電・小売部門等(送配電カンパニーを除く)本店総務部長(以下「本店総務部長」という)、送配電カンパニー本店総務部長、原子力保安研修所長、総合研修所長、火力発電所長、原子力発電所長、東京支社長、工事事業場長および支店長および支社長は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、それぞれの事業場に対し、非常体制を発令する。
ただし、支店長および支社長は、災害の規模、内容、その他の状況により、事業場または部を指定して発令することができる。
社長および送配電カンパニー社長は、重大な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、事業場を指定して特別非常体制を発令する。
- (2) 発令者の不在等、緊急やむを得ない事情のある場合は、別に発令順位を定め、これにより防災体制を発令することができる。
ただし、この場合、事後すみやかにそれぞれの発令権限者に報告する。
- (3) 防災体制が発令された場合はすみやかに対策組織を設置する。
 - ① 防災体制が発令された事業場または部には、災害対策隊を設置する。
 - ② 災害の規模、内容、その他の状況により、必要のある場合は、発令者の指示

により、支店・支社・火力発電所・原子力発電所に災害対策本部、本店に災害対策総本部を設置する。

③ 災害対策本部および災害対策総本部は、それぞれ支店、支社、火力発電所、原子力発電所および全社の災害業務を統轄し、災害対策に万全を期するものとする。

④ 支店、支社等に災害対策本部が設置された場合には、本店に災害対策総本部の事務局を設置する。

事務局は、災害対策本部からの情報収集、災害対策本部相互間の調整、その他必要な業務を行うものとする。

(4) 本店以外の事業場において非常体制を発令した場合は、発電・小売部門等(送配電カンパニー除く)の発令者は本店総務部長、送配電カンパニーの発令者は送配電カンパニー本店総務部長に、ただちに報告しなければならない。

解除の場合も同様とする。

(5) 防災体制の発令者は、管内に災害の発生するおそれなくなった場合、または災害復旧が進行して必要がなくなった場合には防災体制を解除する。

2. 権限の行使

(1) 防災体制が発令された場合、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(2) 防災体制が発令された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3) 対策組織の長が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めしておくこととする。

3. 動員

対策組織の長は、発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

4. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は別表1のとおりとする。

第3節 社外機関との協調

1. 地方防災会議等

平常時には、担当部署が管内の地方防災会議等と、また災害時には対策組織が管内の災害対策本部等と緊密な連携を保ちこの計画が円滑、適切に行われるよう努める。

(1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させる。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が円滑、適切に行われるよう要請に応じ、対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

① 災害に関する情報の提供および収集

② 災害応急対策および災害復旧対策

2. 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等防災関係機関とは平常時から協調し防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。

防災関係機関との対応は別表3-1のとおりとする。

3. 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

4. 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態が発生した場合に、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- (1) 災害時の協力に関する自治体との協定締結
- (2) 災害時の連携に関する自衛隊との協定締結
- (3) 燃料の調達等に関する関係企業との連携
- (4) 緊急通行に関する警察等との連携
- (5) 災害時の復旧工事に関する工事請負会社等との連携

5. 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取り組みとして、当社施設の津波避難ビルへの指定、帰宅困難者受入れ、生活物資の支援等について、自治体等からの要請等に対して検討・協力する。

第4節 原子力災害との複合災害発生時の対応

原子力災害との複合災害発生時においては、伊方発電所原子力事業者防災業務計画に基づき設置される原子力災害対策組織との間で連携を密にしながら災害対応を行う。

なお、災害対策総本部長は、必要に応じて、一般防災の災害対応の指揮を自らが指名する者に代行させることができる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は、従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

第2節 防災訓練

本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施にあたっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、その改善策を検討するとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国および地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第3節 マニュアル類の整備

復旧の迅速化に資するため、社内マニュアル等を整備し、社内関係個所へ周知する。

第4節 電力設備の災害予防措置に関する事項

1. 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業場の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置および建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき次の個所について点検、整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上・下流護岸
- ② 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 水位計

(2) 送電設備

- ① 架空電線路—土砂崩れ、洗掘などが起るおそれのある個所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ② 地中電線路—ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸冠水のおそれのある個所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な個所では屋内機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造機器の採用、または防水壁等を組合せて対処する。

2. 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに既設設備の弱体個所は補強等により対処する。

3. 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

(1) 火力、原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置するとともに屋外諸機器のうち特に必要な個所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(2) 送電設備

耐塩用がいし、またはがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

(3) 変電設備

耐塩用がいしで対処するとともに、洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし洗浄を行う。また、特に必要な個所は、がいしにシリコン塗布等を行い塩害防止に努める。

(4) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用して対処する。

4. 高潮対策

火力、原子力発電所は高潮対策として必要個所に角落しあるいは、防潮扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、諸電動機のかさあげ、または非常事態の主要機器吊上げ用器具の整備を行う。水害対策についても必要に応じ、これに準じて行う。

5. 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

(1) 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(2) 送電設備

鉄塔にはオフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は耐張型にするとともに、電線には難着雪リング取付けなどの対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は系統切替により災害の防止または拡大防止に努める。

(3) 配電設備

配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、難着雪電線の使用等を行うとともに、降雪期前に樹木の伐採を行う。

6. 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、クランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においてはアレスター等の避雷装置を取付け対処する。

7. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

8. 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ次の対策を講ずる。

(1) 防災管理者、副防災管理者の選任および防災規程作成による管理体制の確立

(2) 自衛防災組織による化学消防車、オイルフェンス展張船など防災資機材等の設置およびこれに必要な防災要員の配置

(3) 連絡通報体制その他防災体制の確立

9. 土砂崩れ対策

各設備における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため平素から関係業者へのPRを徹底する。

10. 震災対策

下表の設備区分ごとの耐震性・耐浪性の基本的な考え方を踏まえ、各設備所在地域の地震・津波による被害想定に従い、次の諸対策を実施する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分Ⅰ	火力発電所 (油タンク)	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				
区分Ⅱ	発電設備 (区分Ⅰを除く) 送変電設備 配電設備 通信設備	個々の機能に重大な支障が生じないこと	著しい供給支障が生じないよう、代替性の確保等により全体としておおむねシステムの機能が確保されること	個々の機能に重大な支障が生じないこと	設備の被害が電力の供給に与える影響の程度を考慮し、可能な範囲で被害を減じ、あるいは復旧を容易とするような軽減対策を図ること

なお、地震動による液状化に際しては、機能に重大な支障が生じないよう設備の重要度を考慮し、必要に応じて設計を行う。

(1) 地震動への対応

① 水力発電設備

ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

② 火力発電設備

機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

③ 原子力発電設備

原子力発電所のすべての施設は安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。また重要な建物および構築物は地震力に対して十分な支持性能を有する地盤に設置する。

④ 送電設備

架空電線路—電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路—終端接続箱、給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示法書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

- ⑤ 変電設備
機器の耐震は変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

- ⑥ 配電設備
架空配電線路－電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
地中配電線路－地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

- ⑦ 通信設備
無線鉄塔－電気設備の技術基準に基づいて設計する。
屋内装置－構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 津波への対応

- ① 火力発電設備
火力発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

- ② 原子力発電設備
原子力発電設備は、安全上の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

- ③ 送電設備
送電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するとともに、代替性の確保、多重性等によるシステムの機能確保を考慮し、必要に応じて対策を講ずる。

- ④ 変電設備
変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案するとともに、代替性の確保、多重性等によるシステムの機能確保を考慮し、必要に応じて対策を講ずる。

- ⑤ 配電設備
配電設備は、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、被害軽減および復旧を容易とする設備形成に努める。

- ⑥ 通信設備
通信設備の屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第5節 防災業務施設および設備の整備

1. 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため必要に応じ次の諸施設および設備を強化、整備する。

- (1) 雨量、流量、風向、風速、気圧、雷および水位の観測施設および設備
- (2) 潮位、波高等の観測施設および設備

2. 通信連絡施設および設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設および設備の強化、整備を図る。

- (1) 無線伝送設備
 - ① マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
 - ② 移動無線設備
 - ③ 衛星通信設備
- (2) 有線伝送設備
 - ① 通信ケーブル
 - ② 電力線搬送設備
 - ③ 通信線搬送設備
 - ④ 光搬送設備
- (3) 交換設備
- (4) 通信用電源設備
- (5) 一斉放送装置

3. 連絡システム

夜間・休日等の連絡体制を強化するため、安否確認システム等を整備する。

4. 非常用電源設備

本店等主要な事業場には、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

5. コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

6. 水防、消防に関する施設および設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

(1) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇および車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

(2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ④ 各種消火器具および消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

7. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

被害の軽減を図るため法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

- (1) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

8. その他災害復旧用施設および設備

電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。

第6節 災害対策用資機材等の確保および整備

1. 災害対策用資機材等の確保

本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。

2. 災害対策用資機材等の輸送

本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3. 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4. 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

5. 食糧、医療、医薬品等生活必需品の確保

本店、支店、東京支社、支社および現業事業場は、非常事態に備え食糧、医療、医薬品等の確保に努める。

6. 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

第7節 電気事故の防止

1. 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2. 広報活動

(1) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

① 無断昇柱、無断工事をしないこと。

② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業場に通報すること。

- ③ 断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。
 - ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため安全装置として漏電ブレーカーを取付けすること。また、冠水後再び使用する場合は、必ず電気店等で点検してから使用すること。
 - ⑤ 地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付けすること。
 - ⑥ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - ⑦ 避難先から戻って電気器具を使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
 - ⑧ その他事故防止のため留意すべき事項。
- (2) PRの方法
電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。
- (3) 停電関連
病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

第3章 災害応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

1. 通報、連絡の経路
通報、連絡の経路は別表1、3-1、3-2のとおりとする。
2. 通報、連絡の方法
通報、連絡の方法は、第2章第5節第2項「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および電気通信事業者の回線等を使用して行うこととする。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

1. 情報の収集、報告
災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、すみやかに上級対策組織に報告する。
- (1) 一般情報
- ① 気象、地象情報
 - ② 一般被害情報
一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報
 - ③ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）
 - ④ その他災害に関する情報（交通状況等）
- (2) 当社被害状況

- ① 電力施設等の被害情報および復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

2. 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告および独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3. 通話制限

- (1) 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は必要と認めるときは通話制限その他必要な措置を講ずる。
- (2) 防災体制の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めるときは、情報通信部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

第3節 災害時における広報

1. 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また公衆感電事故、電気火災を防止するため第2章第7節第2項に定める広報活動を行う。

2. 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、サービス車等により直接当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1. 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度5強以上の地震が発生した場合、あらかじめ定められた基準に基づき、対策要員は所属事業場に参集する。

- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業場に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業場において災害対策活動に従事する。

2. 復旧要員の広域運営

他電力会社、電源開発株式会社および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

第5節 災害時における復旧資材の確保

1. 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 対策組織相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

2. 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

3. 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

第6節 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、災害対策総本部は、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第7節 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

第8節 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合には、災害対策本部長は、自衛隊法に基づき被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

第9節 災害時における応急工事

1. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

2. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準より実施する。

- (1) 水力、火力、原子力発電設備

- 共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- (2) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
 - (3) 変電設備
機器損壊事故に対し系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - (4) 配電設備
発電機車、バイパスケーブルおよび折損柱補強管等、応急復旧機材を活用し、応急復旧の標準工法に基づき、迅速確実な復旧を行う。
 - (5) 通信設備
回線構成の一部変更、移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により、通信連絡を確保する。
3. 災害時における安全衛生
作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われるので安全衛生については、十分配慮して実施する。

第10節 ダムの管理

1. 管理方法
ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して平常時および洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。
2. 洪水時の対策
洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。
3. 通知、通報
ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか警鐘、スピーカー等により警告する。
4. ダム放流
ダム操作規程またはダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲートを操作して放流を行う。
なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。
5. 管理の細目
ダム、せき、水門等の管理の細目については、「水力発電所土木設備運用保守要領」、ダムごとの「ダム操作規程」等により定める。

第4章 災害復旧に関する事項

第1節 復旧計画

1. 対策組織は各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に上級対策組織にすみやかに報告する。
 - (1) 復旧応援要員の必要の有無
 - (2) 復旧要員の配置状況
 - (3) 復旧資材の調達
 - (4) 復旧作業の日程
 - (5) 仮復旧の完了見込
 - (6) 宿泊施設、食糧等の手配
 - (7) その他必要な対策

2. 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

第2節 復旧順位

復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
水力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 系統に影響の大きい発電所 2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 3. 早期に処置を講じないと復旧がいつそう困難になるおそれのある発電所 4. その他の発電所
火力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
原子力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. 地域供給変電所を有する発電所 4. その他の発電所
送電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給電指令回線、制御・監視・保護回線 2. 保安用回線
土木設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気供給に直接係わる重要な土木設備 2. 発電所運営上特に影響の大きい土木設備 3. その他の土木設備
建築設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気供給に直接係わる重要な建築設備 2. 災害復旧時の拠点となる建物 3. その他の業務建物および厚生建物

第3編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

一般防災業務計画第1章第1節に準ずる。

第2節 対策組織の運営

一般防災業務計画第1章第2節に準ずる。

第3節 社外機関との協調

一般防災業務計画第1章第3節に準ずる。

第4節 原子力災害との複合災害発生時の対応

一般防災業務計画第1章第4節に準ずる。

第2章 災害予防に関する事項

第1節 防災教育

一般防災業務計画第2章第1節に加え、甚大な被害が予想される南海トラフ地震に対しては、地震動および津波に関する知識および南海トラフ地震が発生した場合にとるべき行動・果たすべき役割等について教育を行い、防災意識の普及・啓発を図る。

第2節 防災訓練

一般防災業務計画第2章第2節に加え、甚大な被害が予想される南海トラフ地震に対しては、津波浸水想定等を勘案した避難訓練等を年1回以上実施するよう努める。

第3節 マニュアル類の整備

一般防災業務計画第2章第3節に準ずる。

第4節 電力設備の災害予防措置に関する事項

一般防災業務計画第2章第4節に加え、自治体等の被害想定を受けて、下記の措置を講ずる。

1. 油タンク

津波浸水深が3 m以上ある火力発電所の燃料油タンクについて、緊急遮断弁の遠隔化を実施する。

2. 送変電設備

17万V以上の送変電設備で広範囲かつ長期間にわたる著しい供給支障を与えることが想定される場合は、代替性の確保や多重化等により、津波の影響を緩和する対策を検討する。

第5節 防災業務施設および設備の整備

一般防災業務計画第2章第5節に準ずる。

第6節 災害対策用資機材等の確保および整備

一般防災業務計画第2章第6節に準ずる。

第7節 広報活動

一般防災業務計画第2章第7節第2項に準ずる。

第3章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項

第1節 情報伝達

気象台等からの津波警報等に関する情報伝達の経路は、別表1のとおりとし、その伝達の方法は、保安通信設備等により、迅速かつ的確に行う。

また、津波警報を受信した事業所については、館内放送等を通じて従業員に安全な場所へ避難するよう周知する。

第2節 津波からの避難

南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地域（地方公共団体が作成したハザードマップ等に基づき各地方公共団体が設定する地域をいう。以下「避難対象地域」という。）の事業場においては、避難場所、避難経路および避難方法を定め、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努める。

また、津波警報が発令されたときは、ただちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後、津波に関する情報を把握し、津波到着までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、第3章第4節に定める必要な安全措置等を実施する。

第3節 避難誘導・安全広報

1. 社外者の避難誘導

津波警報が発令された場合は、発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講ずる。

2. 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、火災等の二次災害防止に必要なお客さまによるブレーカー開放等の安全措置に関する広報を行う。

第4節 地震発生時の津波来襲に備えた措置

1. 津波警報が発令された場合、火力発電所・原子力発電所および変電所においては、従業員および作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮し、以下の安全措置ならびに緊急点検および巡視を実施する。

(1) 安全措置

- ① 高圧ガス、危険物設備、燃料油関係漏洩防止措置
- ② 津波・高潮対策用設備（防潮扉、角落とし等）の閉鎖
- ③ 作業用電力、エンジン類の停止、火気使用の禁止

(2) 緊急点検および巡視

- ① 転倒または移動するおそれのある設備の固定状況
- ② 非常用電源設備、消火設備等の巡視点検

2. 津波警報が発令された場合、避難対象地域内の仕掛かり工事および作業中の電力施設においては、原則として工事および作業を中断するとともに、従業員および作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮し、1. (1)および(2)に準じた措置を実施する。

第5節 一般防災業務計画への準用

本第3章は、第2編一般防災業務計画においても準用する。

第4章 地震防災応急対策に関する事項

第1節 通報、連絡

一般防災業務計画第3章第1節に準ずる。

第2節 災害時における情報の収集、連絡

一般防災業務計画第3章第2節に準ずる。

第3節 災害時における広報

一般防災業務計画第3章第3節に準ずる。

第4節 要員の確保

一般防災業務計画第3章第4節に準ずる。

第5節 災害時における復旧資材の確保

一般防災業務計画第3章第5節に準ずる。

第6節 災害時における電力の融通

一般防災業務計画第3章第6節に準ずる。

第7節 災害時における危険予防措置

一般防災業務計画第3章第7節に準ずる。

第8節 災害時における自衛隊の派遣要請

一般防災業務計画第3章第8節に準ずる。

第9節 災害時における応急工事

一般防災業務計画第3章第9節に準ずる。

第10節 複数の大規模地震の時間差発生や余震発生を考慮した措置

複数の大規模地震が時間差発生した場合や余震発生による被害の拡大を防止するため、対策組織が設置されたときは、連続発生を考慮した電力施設における安全措置に関して、次に掲げる各項の予防措置を講ずることとする。

この場合において従業員の安全確保のため、津波状況等を考慮し、可能な範囲で実施するものとする。

1. 特別巡視、特別点検等

電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を別表4により実施する。

2. 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また社外的には電気通信事業者、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

3. 応急安全措置

仕掛け工事および作業中の各電力施設（建設所を含む。）については、状況に応じた人身安全および設備保全上の応急措置を別表5により実施する。

第5章 災害復旧に関する事項

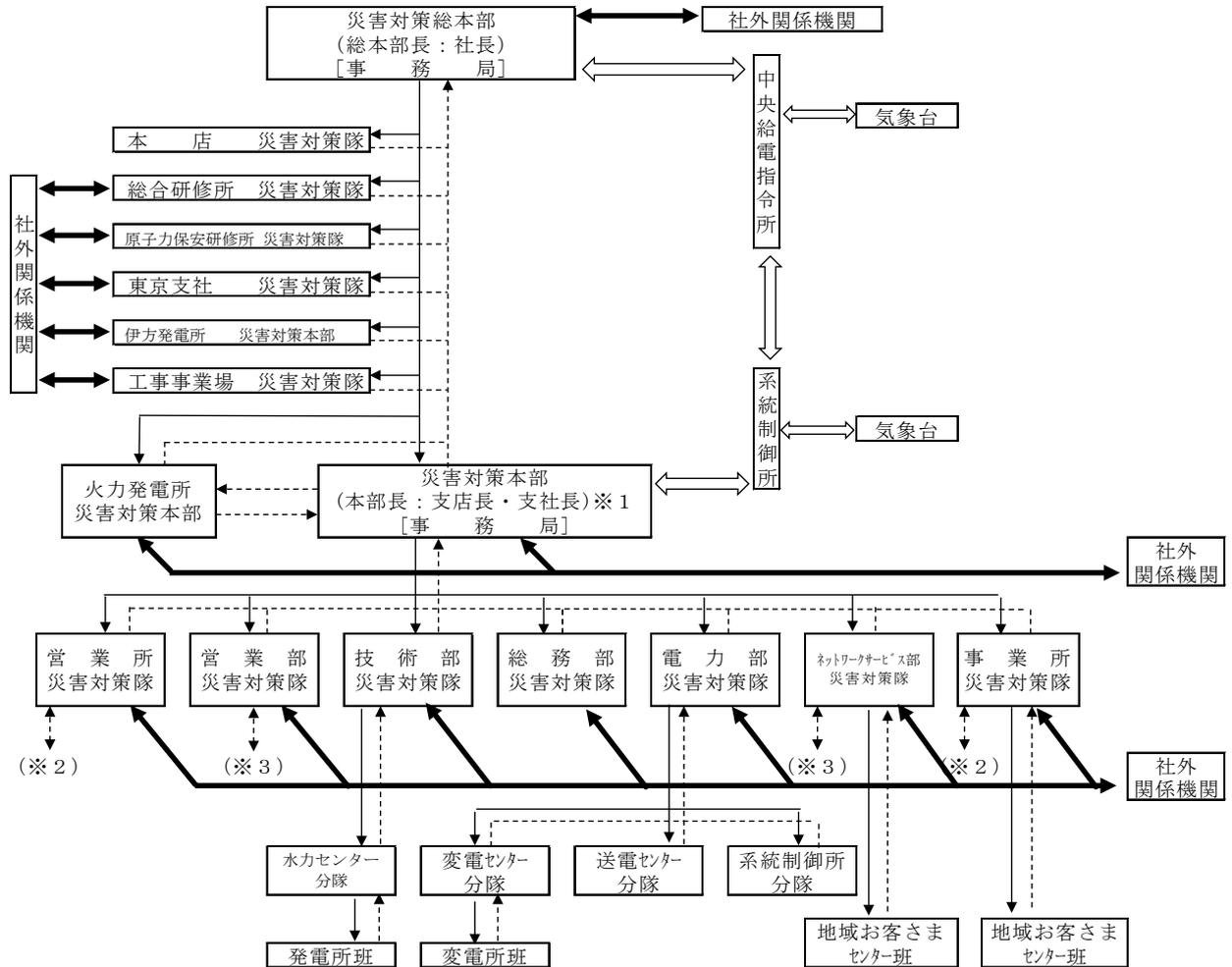
第1節 復旧計画

一般防災業務計画第4章第1節に準ずる。

第2節 復旧順位

一般防災業務計画第4章第2節に準ずる。

対策組織および指令伝達、情報（通報）連絡の経路



- (注) 1. —→ 指令 ---→ 報告、情報連絡 ⇄ 気象情報 → 社外報告、通報連絡を示す。
 2. (※1) は支店・県都支社で構成される災害対策本部(徳島・高知・愛媛・香川)は支店長、その他の災害対策本部(池田・中村・宇和島・新居浜)は支社長が本部長を務めることを指す。
 3. 県下にまたがる被害情報等については、支店・県都外支社の災害対策本部が集約し、社外関係機関と対応する。このため支店と支社とは、必要などりきめをしておくものとする。
 4. 電力系統の運用に必要な指令、報告、情報連絡は給電指令系統による。
 5. 災害対策総本部または災害対策本部が設置されていない場合の指令の伝達、報告、情報連絡について、本店総務部渉外・危機管理グループ、支店総務部総務課は必要事項をあらかじめ関係先に連絡しておく。
 6. 指令、情報の伝達等は上図に示す系統図によって行うものとするが、重要緊急事項については、特に上図に示すルートにかかわらず適宜迅速、正確なルートを選んで行うことができる。
 7. (※2)、(※3)は、小売部門の対策隊と送配電カンパニーの対策隊が災害時に連携を密にして一体的に対応することを指す。

(別表2)

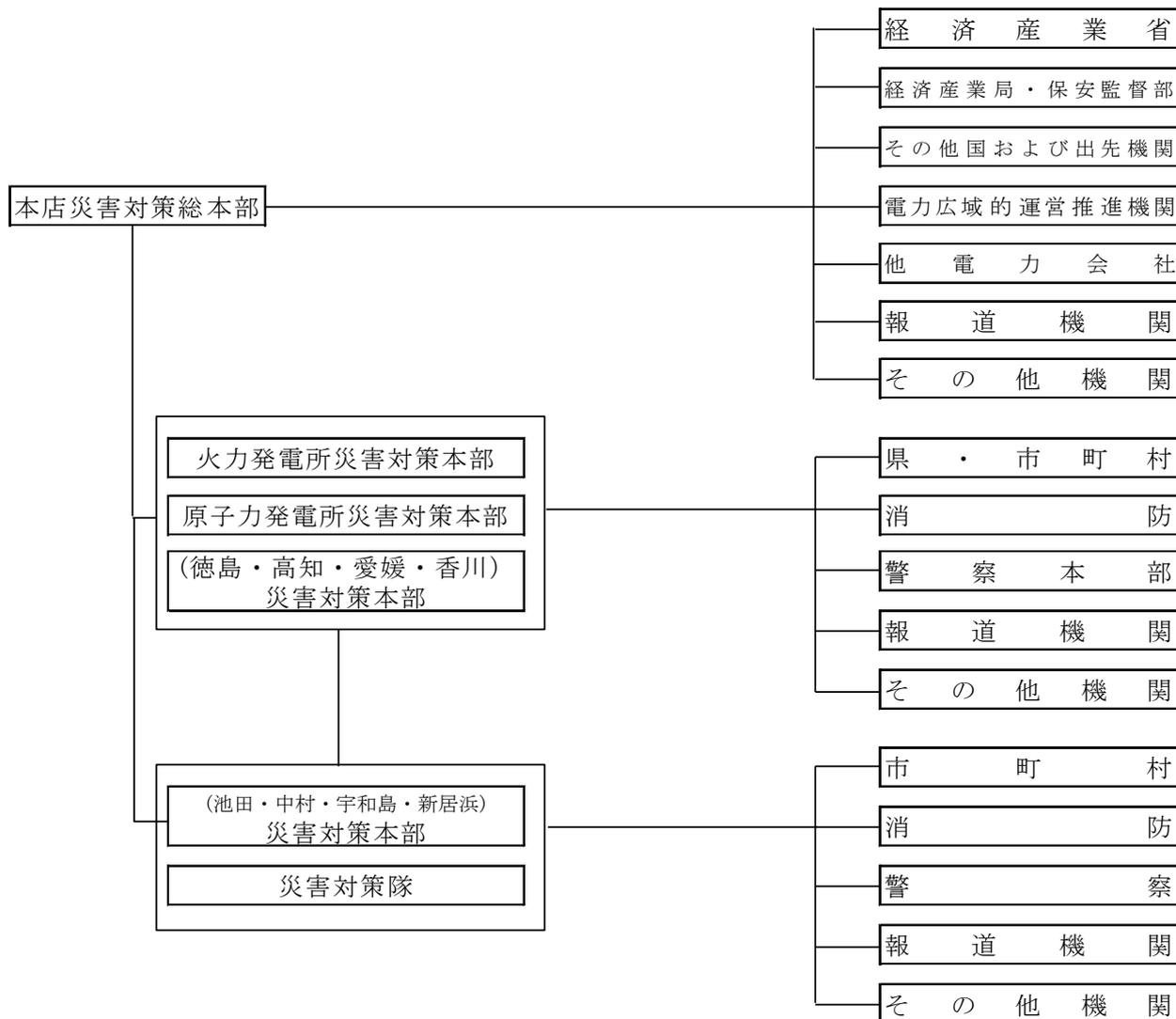
災害対策総本部構成表

<p>総本部</p> <p>総本部長 (社長)</p> <p>副総本部長 (送配電カンパニー社長)</p> <p>総本部員</p> <p>・社長の代行者 ・送配電カンパニー社長の代行者 ・各総務担当役員 ・関係部長</p>	<p>事務局 (事務局長：発電・小売部門等 総務部長) (副事務局長：送配電カンパニー 総務部長)</p>				
	<p>発電・小売部門等 (送配電カンパニー除く)</p>	<p>班名</p> <p>総務班</p>	<p>構成</p> <p>総務部 秘書部 情報システム部</p>	<p>分掌業務</p> <p>・事務局設営、宿舍、給食など ・役員連絡など</p>	
		<p>情報連絡班</p>	<p>総務部</p>	<p>・指令の伝達 ・被害、復旧状況の集計、記録 社内外への連絡</p>	
		<p>各部連絡班</p> <p>火力関係 燃料関係 原子力関係 原子燃料関係 再エネ関係 需給関係 法人営業関係 リビング営業関係 情報システム関係 立地関係 資材関係 人事労務関係 土木建築関係</p>	<p>火力部 燃料部 原子力部 原子燃料部 再生可能エネルギー部 需給運用部 法人営業部 リビング営業部 情報システム部 立地部 資材部 人事労務部 土木建築部</p>	<p>・各部門被害、復旧状況の収集、 連絡</p>	
		<p>報道班</p>	<p>広報部</p>	<p>・報道機関に関する広報</p>	
		<p>送配電カンパニー</p>	<p>総務班</p>	<p>総務部 通信システム部</p>	<p>・事務局設営、宿舍、給食など ・役員連絡など ・報道班との調整</p>
			<p>情報連絡班</p>	<p>総務部</p>	<p>・指令の伝達 ・被害、復旧状況の集計、記録 社内外への連絡</p>
			<p>各部連絡班</p> <p>系統運用関係 送変電関係 配電関係 NW営業関係 通信システム関係</p>	<p>系統運用部 送変電部 配電部 業務部 通信システム部</p>	<p>・各部門被害、復旧状況の収集、 連絡</p>

- (注) 1. 支店、支社、および火力・原子力発電所の災害対策本部の構成表は、本表に準じそれぞれにおいて別途定める。
2. 災害対策総本部の総本部長は、社長が務めるが、ネットワークの復旧については、送配電カンパニーの災害対策組織の判断の下、実施することとする。
3. 総本部への参集メンバーは発生事象に応じて、総本部長が、適宜決定する。

(別表 3 - 1)

社外関係機関との対応



(別表 3 - 2)

大規模地震・停電発生時の情報連絡経路



(注) 供給区域内において震度 5 弱以上の地震、または 100 万 kW 以上の負荷脱落が生じた場合に連絡する。

(別表 4)

特別巡視、特別点検および機器調整等

電力施設	特別巡視、特別点検	機器調整等
水力発電設備 変電設備、 開閉設備、 変換設備 および 給電(制御)所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能性の排除等）。 2. 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検および燃料、冷却水の点検。 3. 消火設備の点検。 4. 津波・高潮対策用設備（角落しなど）の巡視点検。 	非常用ディーゼル発電機など非常用設備の起動テスト。
火力発電設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高圧ガス、危険物設備、燃料油関係漏洩防止設備（防油堤など）の巡視。 2. 非常用電源設備の巡視点検。 3. 消火設備等の巡視点検。 4. 津波・高潮対策用設備（角落しなど）の巡視点検。 5. クレーン等移動、転倒するおそれのある設備の固定状況点検。 6. 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能性の排除等）。 	非常用ディーゼル発電機など非常用設備の起動テスト。 高圧ガス、危険物、毒劇物、特化物関係の使用を極力停止する。
原子力設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常用電源設備等非常用設備の巡視点検。 2. 消火設備等の巡視点検。 3. 構内特別巡視（落下物、二次災害発生可能性の排除等）。 4. クレーン等移動、転倒するおそれのある設備の固定状況点検。 	非常用ディーゼル発電機など非常用設備の起動テスト。
通 信 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常用電源設備（ディーゼル発電機など）の点検および燃料、冷却水の点検。 2. 通信機械室の測定器、備品類の固定状況の点検。 3. 消火設備の点検。 	非常用ディーゼル発電機など非常用設備の起動テスト。
送 電 設 備 配 電 設 備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別巡視（落下物、二次災害発生可能性の排除等）。 	

(別表5)

仕掛け工事および作業中の電力施設における応急安全措置

電力施設		応 急 安 全 措 置
水力発電設備 変電設備、 開閉設備、 変換設備 および 給電(制御)所		<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組立中機器の補強。 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定。安全区域への移動。 (3) 転倒または転りやすい物品のロープ等による固定、転り防止のセット、補強柱セット。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
火力発電設備		<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組立中機器の補強。 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定。安全区域への移動。 (3) 転倒または転りやすい物品のロープ等による固定、転り防止のセット、補強柱セット。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。 3. 揚油作業は防災体制を強化し、状況に応じ作業の中止およびタンカーの避難等の実施。
原子力発電設備		<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 組立中機器の補強。 (2) クレーン、チェーンブロック等の解荷、フック固定。安全区域への移動。 (3) 転倒または転りやすい物品のロープ等による固定、転り防止のセット、補強柱セット。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
送電設備	架 空	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強または機器の補強。 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去または緊結。 (3) 重機類のブーム格納。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
	地 中	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、バリケード、セーフティーコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
配電設備	架 空	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、建込中の支持物の固定、緊縛等の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
	地 中	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事を中止し、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施。 (2) バリケード、セーフティーコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。

電力施設		応 急 安 全 措 置
通 信 設 備	無線鉄塔	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 状況により、組立中鉄塔ボルトの本締、各種支線の補強。 (2) 鉄塔上の資材、工具の撤去または緊縛。 (3) 重機類のブームを下げる。または固縛する。 (4) 工事敷地の立入禁止措置の実施。 (5) 鉄塔敷への雨水侵入防止用ビニールシート養生の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。
	屋内機器	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 組立中機器の補強。 (2) 転倒または移動、落下が懸念される物品の固定。 2. 火気使用の禁止。
	通 信 ケーブル	1. 工事を中止し、次の措置を行う。 (1) 建込中の支持物の固定、緊縛等の実施。 (2) ケーブルドラム、柱上端末部など移動落下が懸念されるものの固定、緊縛等の実施。 (3) バリケード、セーフティーコーン、表示テープ等交通安全標識の点検、補強の実施。 2. 作業用電力の停止、エンジン類の停止、火気使用の禁止。